

定款

一般社団法人DRIFTERS INTERNATIONAL

2017年10月26日 作成

2019年 4月21日 改定

2022年 5月 1日 改定

一般社団法人DRIFTERS INTERNATIONAL 定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人 DRIFTERS INTERNATIONAL と称する。

(目的)

第 2 条 この法人は、地域住民や国際的な観衆、アーティストなどに対して、日本の芸術文化をはじめとする芸術文化の日本国内における社会的認知度を高め、創造活動の環境向上、アーティストの育成に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

1. 文化、芸術に関するイベント、公演、シンポジウム、ワークショップ、レクチャー、トークショーそのほか実験的な創造活動の推進
2. 前号に附帯する一切の事業

(事務所)

第 3 条 この法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第 4 条 この法人は、この法人の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第 5 条 この法人の社員になろうとする者は、社員総会において別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 6 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第 7 条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 8 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 9 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第 6 条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第 3 章 社員総会

(構成)

第 10 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第 11 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員の招集請求)

第14条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員設置)

第19条 この法人に、理事1名以上を置く。

(役員選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表理事とし、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 理事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬額として支給することができる。

第5章 資産及び会計

(事業年度)

第25条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終

わる。

(事業報告及び決算)

第26条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第27条 当法人は、剰余金を分配することができない。

第6章 公告の方法

(公告の方法)

第28条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第7章 残余財産

(残余財産)

第29条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第30条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成30年4月30日までとする。

(設立時の役員)

第31条 この法人の設立時の理事及び代表理事は、以下のとおりとする。

設立時理事 横山 香
同 有光 茜
同 藤原 徹平

東京都杉並区阿佐谷南三丁目47番10号

設立時代表理事 横山 香

(設立時の社員の氏名及び名称及び住所)

第32条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

東京都杉並区阿佐谷南三丁目47番10号

横山 香

東京都目黒区柿の木坂一丁目24番15号

有光 茜

東京都渋谷区神宮前二丁目31番7号ビラ・グロリア603

藤原 徹平

(定款に定めのない事項)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の関係法令の定めるところによる。